

戸籍・住民票交付申請書 及び 印鑑登録証明書交付申請書

①窓口に来た方

住所 Address	フリガナ	生年月日 Date of birth
		大・昭・平・西暦 年 月 日
【TEL】 ()		氏名 Name

②お使いになる方 □①と同じ(②は記入不要)

住所 Address	フリガナ	生年月日 Date of birth
		大・昭・平・西暦 年 月 日
		氏名 Name (印)

法人が申請の時は、②の住所欄に所在地、氏名欄に法人名称及び代表者を記入し代表者印を押印。

③使いみちは何ですか ※その他は、具体的に使いみちを記入して下さい。

運転免許証 パスポート 年金 勤務先・学校 戸籍届出 相続 住宅入居 車関係
その他 ()

◎必ず印鑑登録証(カード)を添えて申請して下さい。

戸籍に関する証明 The proof on the family register

住民票の写し Copy of residence certificate

印鑑登録証明書 Seal registration certificate

どなたの証明が必要ですか

本籍地 水戸市

フリガナ 氏名 筆頭者
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

どなたの写しが必要ですか

住所 水戸市

フリガナ 氏名 筆頭者
生年月日 大・昭・平・西暦 年 月 日

どなたの証明が何通必要ですか

住所 水戸市

フリガナ 氏名 筆頭者
生年月日 大・昭・平・西暦 年 月 日

通数 Number of sheets

筆頭者とお使いになる方との関係は

本人 配偶者 子 父母 他()

必要な方とお使いになる方との関係は

本人 同じ世帯 他()

何が何通必要ですか

証明書の種類	謄本	抄本	必要な方の氏名
戸籍	通	通	
除籍 現・旧	通	通	
改製原戸籍 平・昭	通	通	
戸籍の附票 現・除	通	通	
身分証明書		通	
記載事項・受理 証明書		通	
出生・婚姻・死亡・()届			年 月 日届出

何が何通必要ですか

証明書の種類	世帯全員	個人	必要な方の氏名
住民票の写し			
改製原住民票・除住民票	通	通	
記載事項証明書	通	通	

続柄・本籍などについて

全部のせる 全部のせない ※第三者請求の時は、「全部のせない」となります。

一部のせる 世帯主 続柄

(日本人) 本籍 筆頭者

(外国人) 国籍・地域 在留資格・期間等

氏名: (年 月 日生)

□(出生・婚姻・)~(死亡・)まで()セット

住民票コード ※申請は、本人または同一世帯の方のみです。

個人番号

付記(世帯主変更・)

市記入欄 (本人確認等)

No.	受付	作成	審査

運転免許証 パスポート 写真付住基・個人番号カード

在留カード等 官公庁証明 身障・療育手帳

保険証 受給証 年金手帳・証書

預金通帳等 社員・学生証 委任状・添付書類

他()

戸籍450 除籍・改製原750 附票・身分・戸記載・受理350/上受理1400/住民票・住記載350/印鑑350 H27.10改

戸籍	住民票	印鑑	合計
円	円	円	円

申請に当たっての注意事項

1. 窓口での本人確認について

平成20年5月1日から、住民基本台帳法・戸籍法が改正され、他人になりすました証明書の交付請求や届出を防止するため、窓口での本人確認書類等の提示をお願いしております。また、印鑑登録証明書の代理申請時につきましても、水戸市印鑑条例・水戸市印鑑条例施行規則に基づき同様の提示をお願いいたします。

1点でよいもの	運転免許証、パスポート、個人番号カード、写真付き在留カード等、写真付き住民基本台帳カード、写真が貼付された官公庁の発行する証明書等
2点必要なもの	各種被保険者証、共済組合員証、年金手帳、年金証書、預金通帳、写真なし住民基本台帳カード、学生証、法人発行身分証、受給証等から2点

2. 戸籍に関する証明書の交付申請に当たっての注意事項

- ① 水戸市に本籍がない場合は、請求できません。本籍がある市区町村へ請求して下さい。
- ② 申請書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合は、別途関係資料の提出を求めることがあります。
- ③ 請求ができる方は以下のとおりです。
 - (ア) 戸籍謄本・抄本等 … 戸籍に記載されている本人、配偶者、直系血族（父母、祖父母、子、孫等）
 - (イ) 身分証明書 … 本人
 - (ウ) 受理証明書 … 届出人
 - (エ) 記載事項証明書 … 届出人又は特別な事由があると認められる利害関係人上記以外の方が代理で申請される場合は、委任状（自署・押印）が必要です。（戸籍法第10条の3）
- ④ 戸籍の届出をされた場合、新しい戸籍が編製され証明書として交付出来るまでに、約10日前後日数がかかります。
- ⑤ 戸籍の附票は、コンピュータ化された平成15年11月1日（旧内原町分は平成16年10月30日）時点からの住所の履歴を記録しています。それ以前の住所の履歴が必要な場合は、改製前の附票をお取りください。
- ⑥ 第三者が請求する場合は、本人確認書類（運転免許証等）、疎明資料（具体的に請求の必要性の分かる書類）を添えて下さい。

3. 住民票の写し等の交付申請に当たっての注意事項

- ① 申請書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合は、別途関係資料の提出を求めることがあります。また、プライバシーの侵害となるような不当な目的であるときは、請求に応じられません。
- ② 本人又は同一世帯以外の方が申請する場合には、原則として委任状（自署・押印）が必要です。（住民基本台帳法第12条第4項）
- ③ 住民票コード及び個人番号は、お申し出のない限り省略して交付しています。なお、住民票コードまたは個人番号入り住民票の申請は、本人または同一世帯の方に限ります。（住民基本台帳法第30条の43、同法第12条）代理人が委任状で申請されても、窓口で即日交付せずご本人のご自宅に郵送させていただきます。
- ④ 第三者が請求する場合は、本人確認書類（運転免許証等）、疎明資料（具体的に請求の必要性の分かる書類）を添えて下さい。また、法人が請求する場合は上記以外に、お使いになる方の欄に法人所在地・名称・代表者を記載し代表者印を押すか代表者の作成した委任状を添えて下さい。なお原則として本籍・続柄等を省略した住民票の写しの交付となります。

4. 印鑑登録証明書の交付申請に当たっての注意事項

- ① 受付時に印鑑登録証明書が必要な方の、印鑑登録証（カード）が必要です。（水戸市印鑑条例第13条）申請書に添えて提出して下さい。登録印鑑（実印）の提出は必要ありません。
- ② 15歳未満の方及び成年被後見人の方は、申請代理人になることはできません。

※ 偽りその他不正の手段により請求し交付を受けた者は、過料に処せられます。（戸籍法第134条、住民基本台帳法47条）